

健康保険被扶養者認定について

被扶養者認定調書の記入にあたり、下記事項を必ずお読みになり内容に合意されたうえで、被扶養者認定の申請手続きを行ってください。

被扶養者について

健康保険の被扶養者になるには、被保険者が被扶養者の生計を維持している、継続的に扶養する能力があるなど、一定の条件を満たしていることが必要です。家族であれば誰でも被扶養者になれるというものではありません。

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに同居・別居により条件が異なります。

同居でも別居でもよい人	配偶者・子・孫・弟妹兄弟姉・父母などの直系尊属
同居が条件の人	上記以外の三親等内の親族 ・ 配偶者の父母および子

■ 被扶養者の収入審査 ■

1. 収入の条件を満たしていること

60歳未満の方	年間収入が130万円未満で 月額108,334円（日額3,612円）未満
19歳以上23歳未満 （被保険者の配偶者を除く） 令和7年10月1日から適用	年間収入が150万円未満で 月額125,000円（日額4,167円）未満 年齢要件はその年の12月31日現在の年齢 ※1
60歳以上の方または 障害年金受給者	年間収入が180万円未満で 月額150,000円（日額5,000円）未満

※1 年齢は誕生日の前日において加算

2. 主として被保険者の収入によって生計を維持されていると判断されること

年間収入が被保険者の年収の1/2未満であること
子の申請で被扶養者に認定されていない配偶者（勤務先の社会保険に加入している等）がいる場合は被保険者と配偶者の年収を比較し主たる生計者であるかを判断 【 配偶者の年収 < 被保険者の年収 】
別居の場合（会社都合による単身赴任は除く）は毎月送金している送金額が別居している扶養申請者の収入を上回る金額で生活を維持できる額であること 【 扶養申請者の年収 < 被保険者からの送金額 】

被扶養者認定調書について

- 18歳未満の子については「被扶養者認定調書」の添付は不要です。
- 添付書類は別紙にて必ずご確認ください。また、状況に応じて追加でその他の書類を求められることがあります。
- 認定後、事実と相違した場合は認定時に遡り被扶養者資格を取り消す場合があります。
- 提出していただいた調書や書類は、被扶養者認定以外には使用いたしません。

被扶養者認定以外に個人情報を利用することや第三者提供を行うことは一切ありません。

お問い合わせ先

因幡電機産業健康保険組合 TEL 06-6151-5247

2025.7.10